

平成10年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向について

平成11年6月15日
公正取引委員会

平成10年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向は、以下のとおりである。
平成10年度においては、独占禁止法第4章関係の届出・報告の対象範囲に係る法改正(末尾参考資料参照)が行われ、平成11年1月1日に施行されたことに伴い、届出・報告対象範囲が大幅に縮減された。また、外国会社同士の合併等について、一定の場合、新たに届出・報告義務が課されることになった。このため、平成10年度の届出等の動向を平成9年度以前と比較するに際しては、対象範囲が異なることに注意を要する。

第1 平成10年度における合併・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数の推移

(1) 合併

平成10年度における合併の届出受理件数は、改正法施行前(平成10年4月～12月。以下同じ。)は1,470件、改正法施行以後(平成11年1月～3月。以下同じ。)は44件(国内会社同士の合併43件、外国会社同士の合併1件)、合計1,514件であった。

改正法施行前における届出受理件数については、届出受理件数が過去第3位であった平成9年度の同期の届出受理件数1,484件に比べ14件減少している(対前年度同期比0.9%減)。

また、法改正により届出対象範囲が縮減された結果、改正法施行以後の届出受理件数は44件となっており、平成9年度の同期の届出受理件数690件に比べ大幅に減少している(対前年度同期比93.6%減)。

なお、合併の届出受理件数は、昭和55年度(961件)から増加傾向を示し、平成3年度において2,000件を超え、平成7年度には2,520件と過去最高の件数となったが、その後やや減少していた(第1図)。

(2) 営業譲受け等

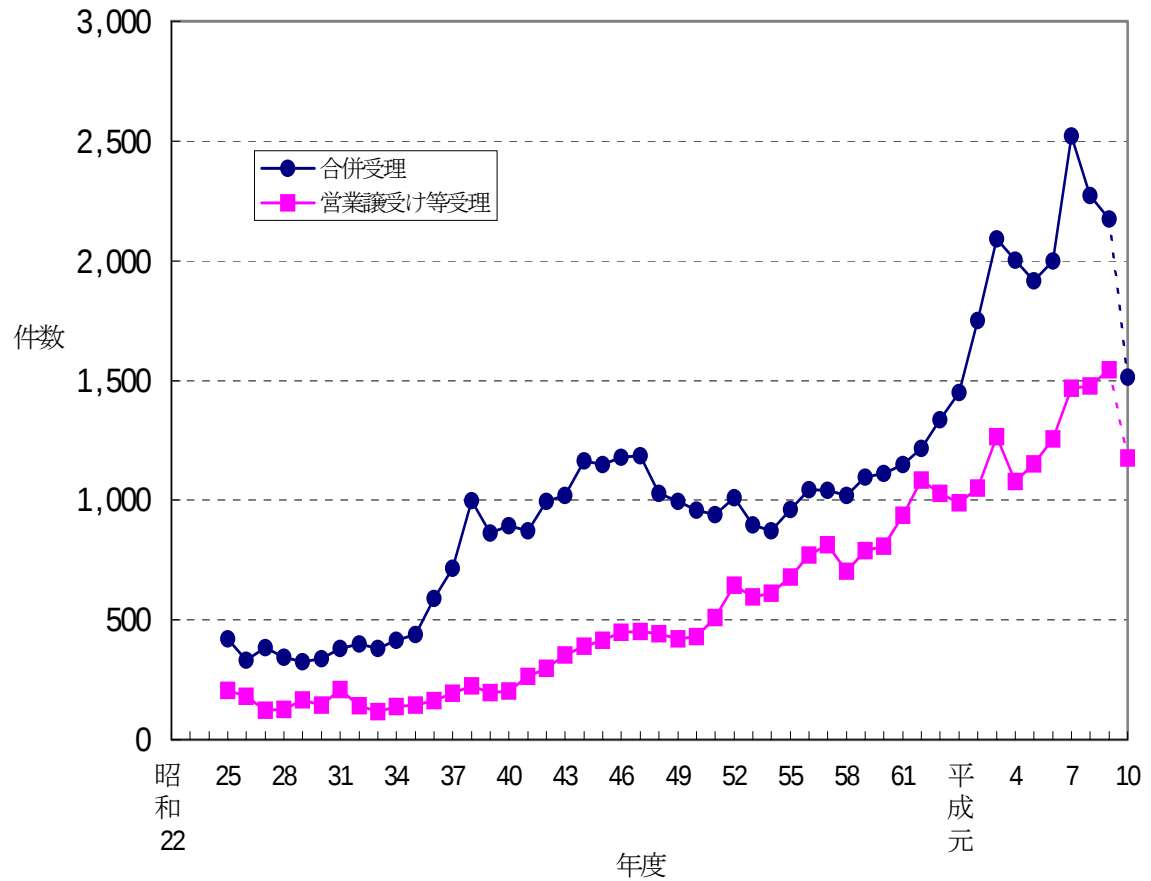
平成10年度における営業譲受け等の届出受理件数は、改正法施行前は、1,110件、改正法施行以後は66件(国内の会社からの営業譲受け等66件、外国会社からの営業譲受け等0件)、合計1,176件であった。

改正法施行前における届出受理件数については、届出受理件数が過去最高であった平成9年度の同期の届出受理件数1,003件に比べ107件増加している(対前年度同期比10.7%増)。

また、法改正により届出対象範囲が縮減された結果、平成10年度の改正法施行以後の届出受理件数は66件となっており、平成9年度の同期の届出受理件数543件に比べ大幅に減少している(対前年度同期比87.8%減)。

なお、営業譲受け等の届出受理件数は、昭和40年度(202件)から継続して増加傾向を示しており、平成9年度は1,546件と約7倍になり、過去最高の件数となっていた(第1図)。

第1図 合併及び営業譲受け等の届出受理件数の年度別推移



(注) 平成10年度は、合併及び営業譲受け等の届出対象範囲に係る独占禁止法の改正が行われ、平成11年1月1日に施行された。

2 態様別

平成10年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数1,514件のうち、1,509件が吸収合併、5件が新設合併であった。また、営業譲受け等については、総数1,176件のうち、1,146件が営業譲受け、7件が営業上の固定資産の譲受け、15件が営業の賃借、8件が経営の受任であった。

なお、営業の損益共通契約はなかった。

(注) 改正法の施行により、営業の賃借、経営の受任及び営業の損益共通契約に係る届出制度は廃止された。

3 総資産額別

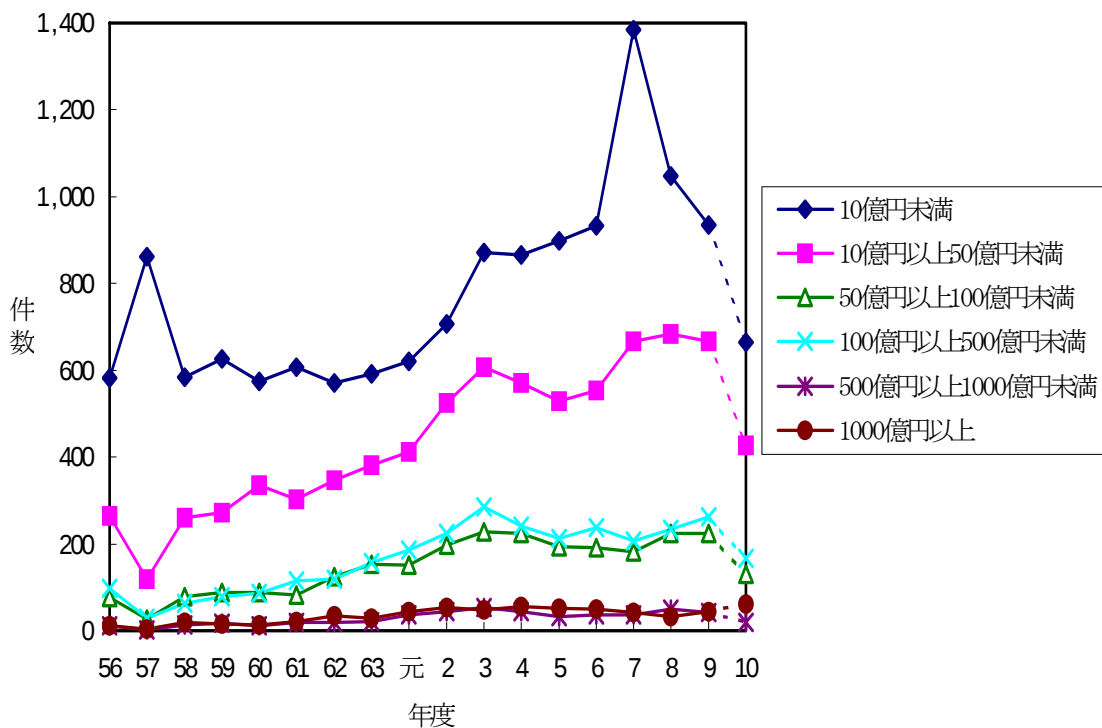
平成10年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併後の総資産額別の動向をみると、昭和56年度以降の件数増のほとんどは総資産50億円未満の合併が占めている(第2図)。平成10年度(改正法施行前)について規模別分布をみると、10億円未満が45.3%、10億円以上50億円未満が29.0%、50億円以上100億円未満が8.8%となっており、100億円未満の合併が全体の83.1%を占める(第1表)。また、合併後の総資産額1000億円以上の合併は71件であり、平成9年度(44件)に比べると大幅に増加している(第1表)。

次に、平成10年度(改正法施行前)の合併届出受理件数を当事会社別・総資産額別にみると、当事会社のいずれかの総資産が1000億円以上で、かつ、他の当事会社の総資産が100億円以上の合併は23件(全体の1.6%)であり、他方、当事会社のいずれもその総資産が100億円未満の合併は1,241件(同84.4%)、当事会社のいずれかの総資産が100億円以上で、かつ、他の当事会社の総資産が10億円未満の合併は、87件(同5.9%)である(第2表)。

第2図 総資産額別合併届出受理件数



第1表 総資産額別合併届出受理件数

(単位:件, ()は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000 億円 以上	計
8	1, 048 (46.1)	684 (30.1)	224 (9.9)	233 (10.3)	49 (2.2)	33 (1.4)	2, 271 (100.0)
9	934 (43.0)	666 (30.6)	225 (10.3)	262 (12.1)	43 (2.0)	44 (2.0)	2, 174 (100.0)
10 (4-12)	665 (45.3)	427 (29.0)	130 (8.8)	166 (11.3)	20 (1.4)	62 (4.2)	1, 470 (100.0)
10 (1-3)	3 (6.8)	8 (18.1)	4 (9.1)	11 (25.0)	9 (20.5)	9 (20.5)	44 (100.0)

(注) 1 総資産は、合併後である。

2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第2表 改正法施行前の総資産額別合併件数(平成10年4月－12月)

新設会社 消滅会社 存続会社	10 億円 未 満	10 億円 以上 50 億円 未満	50 億円以 上 100 億円 未満	100 億円 以上 500 億円 未満	500 億円 以上 1000 億 円未満	1000 億円 以上 5000 億円 未満	5000 億円 以上	合 計
10 億円未満	737	47	5	4	1	0	0	794
10 億円以上 50 億円未満	256	87	13	2	0	0	0	358
50 億円以上 100 億円未満	61	27	8	6	0	0	0	102
100 億円以上 500 億円未満	70	42	16	17	1	0	0	146
500 億円以上 1000 億円未満	2	5	1	6	4	2	0	20
1000 億円以上 5000 億円未満	8	7	6	4	2	3	0	30
5000 億円以上	2	4	2	4	2	5	1	20
合 計	1, 136	219	51	43	10	10	1	1, 470

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(参考) 改正法施行以後の総資産額別合併件数(平成11年1月－3月)

消滅会社 新設会社 存続会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合 計
10 億円未満	3	0	0	0	0	0	0	3
10 億円以上 50 億円未満	7	3	0	1	1	0	0	12
50 億円以上 100 億円未満	0	2	0	2	0	0	0	4
100 億円以上 500 億円未満	0	5	3	3	0	0	0	11
500 億円以上 1000 億円未満	0	2	1	2	0	0	0	5
1000 億円以上 5000 億円未満	0	1	0	0	3	1	0	5
5000 億円以上	0	0	0	0	0	2	2	4
合 計	10	13	4	8	4	3	2	44

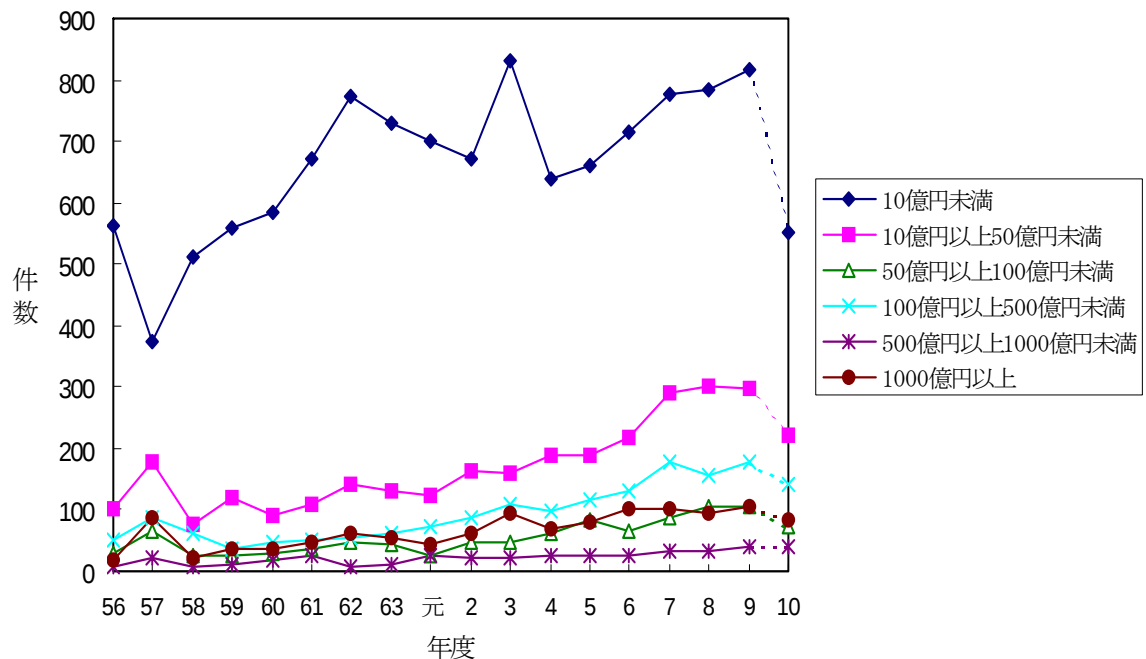
(注) 3社以上の合併, すなわち消滅会社が2社以上である場合には, 総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(2) 営業譲受け等

営業譲受け等の行為後の譲受け等会社の総資産額別の動向をみると、昭和56年度以降の件数増のほとんどは総資産50億円未満の営業譲受け等が占めている(第3図)。平成10年度(改正法施行前)について規模別分布をみると、10億円未満が49.7%、10億円以上50億円未満が20.0%、50億円以上100億円未満が6.4%となっており、100億円未満の営業譲受け等が全体の76.1%を占める(第3表)。

次に、平成10年度(改正法施行前)の営業譲受け等届出受理件数を当事会社別・総資産額別にみると、当事会社のいずれかの総資産が1000億円以上で、かつ、他の当事会社の総資産が100億円以上の営業譲受け等は73件(全体の6.6%)であり、他方、当事会社のいずれもその総資産が100億円未満の営業譲受け等は673件(同60.6%)、当事会社のいずれかの総資産が100億円以上で、かつ、他の当事会社の総資産が10億円未満の営業譲受け等は217件(同19.5%)である(第4表)。

第3図 総資産額別営業譲受け等届出受理件数



第3表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

(単位:件, ()は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	計
8	785 (53.2)	302 (20.5)	104 (7.0)	157 (10.6)	34 (2.3)	94 (6.4)	1,476 (100.0)
9	817 (52.8)	298 (19.3)	107 (6.9)	179 (11.6)	40 (2.6)	105 (6.8)	1,546 (100.0)
10 (4-12)	552 (49.7)	222 (20.0)	71 (6.4)	142 (12.8)	40 (3.6)	83 (7.5)	1,110 (100.0)
10 (1-3)	15 (22.7)	12 (18.2)	2 (3.0)	17 (25.8)	1 (1.5)	19 (28.8)	66 (100.0)

(注)総資産は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

第4表 改正法施行前の総資産額別営業譲受け等件数(平成10年4月－12月)

譲渡等会社 譲受け等会社	10億円未 満	10億円以 上 50億円未 満	50億円以 上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上 5000億円 未満	5000億円 以上	合 計
10億円未満	346	116	39	72	30	22	16	641
10億円以上 50億円未満	94	34	9	17	5	12	6	177
50億円以上 100億円未満	24	8	3	10	2	5	2	54
100億円以上 500億円未満	51	25	15	10	3	13	10	127
500億円以上 1000億円未満	11	13	2	3	0	5	4	38
1000億円以上 5000億円未満	10	12	3	8	1	1	7	42
5000億円以上	5	2	0	5	2	5	12	31
合 計	541	210	71	125	43	63	57	1,110

(注) 2社以上からの営業譲受け等, すなわち営業譲渡等会社が2社以上である場合には、総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

(参考) 改正法施行以後の総資産額別営業譲受け等件数(平成11年1月－3月)

譲渡会社 譲受会社	10 億円未 満	10 億円以 上 50 億円未 満	50 億円以 上 100 億円 未満	100 億円 以上 500 億円 未満	500 億円 以上 1000 億円 未満	1000 億円 以上 5000 億円 未満	5000 億円 以上	合 計
10 億円未満	1	9	4	8	1	0	2	25
10 億円以上 50 億円未満	1	3	1	2	0	0	0	7
50 億円以上 100 億円未満	0	1	0	0	0	0	0	1
100 億円以上 500 億円未満	0	6	2	3	0	0	1	12
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	0	1	0	1	1	3
1000 億円以上 5000 億円未満	2	2	1	3	1	0	0	9
5000 億円以上	1	2	1	2	0	0	3	9
合 計	5	23	9	19	2	1	7	66

(注) 2社以上からの営業譲受け等, すなわち営業譲渡等会社が2社以上である場合には, 総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

4 業種別

平成10年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成10年度の合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が467件(全体の30.8%)、製造業が325件(同21.5%)と多く、以下、サービス業が204件(同13.5%)、不動産業が160件(同10.5%)、建設業が122件(同8.1%)、運輸・通信・倉庫業が65件(同4.3%)と続いている(第5表)。

製造業の中では、機械業が87件、化学・石油・石炭業が37件、窯業・土石業が33件と多くなっている。

第5表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位:件, ()は%)

業種別 \ 年度	8	9	10
農 林 ・ 水 産 業	11 (0 . 5)	8 (0 . 4)	8 (0 . 5)
鉱 業	4 (0 . 2)	5 (0 . 2)	5 (0 . 3)
建 設 業	175 (7 . 7)	181 (8 . 3)	122 (8 . 1)
製 造 業	482 (21 . 2)	391 (18 . 0)	325 (21 . 5)
食 料 品	41 (1 . 8)	37 (1 . 7)	25 (1 . 7)
織 維	49 (2 . 2)	22 (1 . 0)	14 (0 . 9)
木 材 ・ 木 製 品	18 (0 . 8)	11 (0 . 5)	6 (0 . 4)
紙 ・ パ ル プ	6 (0 . 3)	11 (0 . 5)	5 (0 . 3)
出 版 ・ 印 刷	40 (1 . 8)	31 (1 . 4)	19 (1 . 3)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	53 (2 . 3)	35 (1 . 6)	37 (2 . 4)
ゴ ム ・ 皮 革	7 (0 . 3)	2 (0 . 1)	3 (0 . 2)
窯 業 ・ 土 石	42 (1 . 8)	24 (1 . 1)	33 (2 . 2)
鉄 鋼	32 (1 . 4)	12 (0 . 6)	8 (0 . 5)
非 鉄 金 属	6 (0 . 3)	2 (0 . 1)	10 (0 . 7)
金 属 製 品	32 (1 . 4)	18 (0 . 8)	24 (1 . 6)
機 械	135 (5 . 9)	134 (6 . 2)	87 (5 . 7)
そ の 他 製 造 業	21 (0 . 9)	52 (2 . 4)	54 (3 . 6)
卸 ・ 小 売 業	680 (29 . 9)	626 (28 . 8)	467 (30 . 8)
不 動 産 業	210 (9 . 2)	229 (10 . 5)	160 (10 . 5)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	106 (4 . 7)	119 (5 . 5)	65 (4 . 3)
サ ー ビ ス 業	348 (15 . 3)	388 (17 . 8)	204 (13 . 5)
金 融 ・ 保 険 業	43 (1 . 9)	52 (2 . 4)	47 (3 . 1)
電 気 ・ ガ ス 業	1 (0 . 1)	5 (0 . 2)	1 (0 . 1)
そ の 他	211 (9 . 3)	170 (7 . 8)	110 (7 . 3)
合 計	2,271 (100 . 0)	2,174 (100 . 0)	1,514 (100 . 0)

(注) 1. 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

2. 「その他」は、新設会社及び存続会社が未営業又は休業中の場合である。

(2) 営業譲受け等

平成10年度の営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が392件(全体の33.3%)と多く、以下、製造業が144件(同12.2%)、サービス業が104件(同8.8%)、運輸・通信・倉庫業が81件(同6.9%)と続いている(第6表)。

製造業の中では、機械業が27件、化学・石油・石炭業が25件と多くなっている。

また、金融・保険業の営業譲受け等は45件であり、平成9年度(35件)に比べ増加している。

第6表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移

(単位:件, ()は%)

業種別	年度	8	9	10
農 林 ・ 水 産 業		4 (0 . 3)	1 (0 . 1)	1 (0 . 1)
鉱 業		2 (0 . 1)	0 (0 . 0)	2 (0 . 2)
建 設 業		45 (3 . 0)	42 (2 . 7)	42 (3 . 6)
製 造 業		198 (13 . 4)	171 (11 . 1)	144 (12 . 2)
食 料 品		21 (1 . 4)	16 (1 . 0)	8 (0 . 7)
織 維		16 (1 . 1)	7 (0 . 5)	10 (0 . 9)
木 材 ・ 木 製 品		7 (0 . 5)	1 (0 . 1)	3 (0 . 2)
紙 ・ パ ル プ		5 (0 . 3)	4 (0 . 3)	4 (0 . 3)
出 版 ・ 印 刷		6 (0 . 4)	6 (0 . 4)	6 (0 . 5)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		39 (2 . 7)	33 (2 . 1)	25 (2 . 1)
ゴ ム ・ 皮 革		2 (0 . 1)	3 (0 . 2)	1 (0 . 1)
窯 業 ・ 土 石		27 (1 . 8)	19 (1 . 2)	16 (1 . 4)
鉄 鋼		5 (0 . 3)	3 (0 . 2)	4 (0 . 3)
非 鉄 金 属		5 (0 . 3)	6 (0 . 4)	1 (0 . 1)
金 属 製 品		10 (0 . 7)	6 (0 . 4)	6 (0 . 5)
機 械		47 (3 . 2)	53 (3 . 4)	27 (2 . 3)
そ の 他 製 造 業		8 (0 . 6)	14 (0 . 9)	33 (2 . 8)
卸 ・ 小 売 業		436 (29 . 5)	490 (31 . 7)	392 (33 . 3)
不 動 産 業		34 (2 . 3)	27 (1 . 7)	23 (2 . 0)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		94 (6 . 4)	133 (8 . 6)	81 (6 . 9)
サ ー ビ ス 業		140 (9 . 5)	134 (8 . 7)	104 (8 . 8)
金 融 ・ 保 険 業		19 (1 . 3)	35 (2 . 3)	45 (3 . 8)
電 気 ・ ガ ス 業		1 (0 . 1)	1 (0 . 1)	0 (0)
そ の 他		503 (34 . 1)	512 (33 . 1)	342 (29 . 1)
合 計		1,476 (100.0)	1,546 (100.0)	1,176 (100.0)

(注)1. 業種は、営業譲受け等会社の業種によった。

2. 「その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

5 形態別

平成10年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成10年度の合併の形態別件数(消滅会社数でみた件数)は1,818件であり、そのうち混合合併が886件(全体の48.8%)で最も多く、以下、水平合併622件(同34.2%)、垂直合併268件(同14.7%)と続いている(第7表)。

(注)消滅会社数でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第7表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

(単位:件, ()は%)

形態 年度	水平 合併	垂直 合併	混合合併				その他 合併	計
			地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
9	900 (34.0)	377 (14.3)	337 (12.7)	351 (13.3)	559 (21.1)	1,247 (47.2)	120 (4.5)	2,644 (100.0)
10	622 (34.2)	268 (14.7)	258 (14.2)	218 (12.0)	410 (22.6)	886 (48.8)	42 (2.3)	1,818 (100.0)

(注)合併の形態の分類は、次のとおりである。

①水平:当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合

②垂直:当事会社が購入者、供給者の関係を有している場合

③混合:水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大:同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併又は営業譲受け等

商品拡大:生産面又は販売面での関連はあるが、直接には競争関係にない商品又は役務を供給している会社間の合併又は営業譲受け等

純粋:事業的関係がない会社間の合併又は営業譲受け等

④その他

組織変更:専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併又は営業譲受け等

券面額の変更:専ら株式会社がその発行している額面株式1株の金額を変更する目的で行う合併

分離独立:専ら会社が自己の営業等の一部を分離する目的で発行済株式の全部を取得して国内の会社を設立する場合における当該新会社が行う当該営業譲受け等

(2) 営業譲受け等

平成10年度の営業譲受け等の形態別件数(譲渡等会社数でみた件数)は1,306件であり,そのうち混合関係が648件(全体の49.6%)で最も多く,以下,水平関係495件(同37.9%),垂直関係103件(同7.9%)と続いている(第8表)。

(注)譲渡等会社数でみた件数とは,例えば,2社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が2回行われたものとして集計した件数である。

第8表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

(単位:件,()は%)

形態 年度	水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
9	543 (31.6)	168 (9.8)	203 (11.8)	177 (10.3)	508 (29.6)	888 (51.7)	117 (6.8)	1,716 (100.0)
10	495 (37.9)	103 (7.9)	126 (9.6)	150 (11.5)	372 (28.5)	648 (49.6)	60 (4.6)	1,306 (100.0)

(注)営業譲受け等の形態の分類は,第7表と同じである。

第2 平成10年度における株式保有・役員兼任の動向

1 会社の株式所有報告書提出件数の推移等

(1) 件数の推移

改正法施行前は、事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書の提出義務が課せられていたが、改正法施行以後は、株式発行会社の株式を一定割合を超えて保有した場合に、その都度30日以内に株式所有報告書の提出義務が課せられることになった。

平成10年度において、改正前の独占禁止法第10条第2項に基づき提出された会社の株式所有報告書の件数は7,430件(過去第11位)であった。うち外国会社によるものは500件であった。

改正後の独占禁止法第10条第2項及び第3項に基づき提出された会社の株式所有報告書の件数は88件(国内の会社によるもの84件、外国会社によるもの4件)であった。

また、独占禁止法改正法の施行に伴う経過措置(末尾参考資料の1(1)の(注)参照)の規定(独占禁止法改正法附則第2条第2項)に基づき提出された会社の株式所有報告書の件数は172件(国内の会社によるもの170件、外国会社によるもの2件)であった。

なお、株式所有報告書の提出件数は、昭和29年度以降ほぼ一貫して増加してきており、平成8年度に過去最高の件数(9,379件)を記録していた(第4図)。

(2) 総資産額別

平成10年度における改正前、改正後及び経過措置の各規定に基づく国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである。

第9表 総資産額別株式所有報告書提出件数

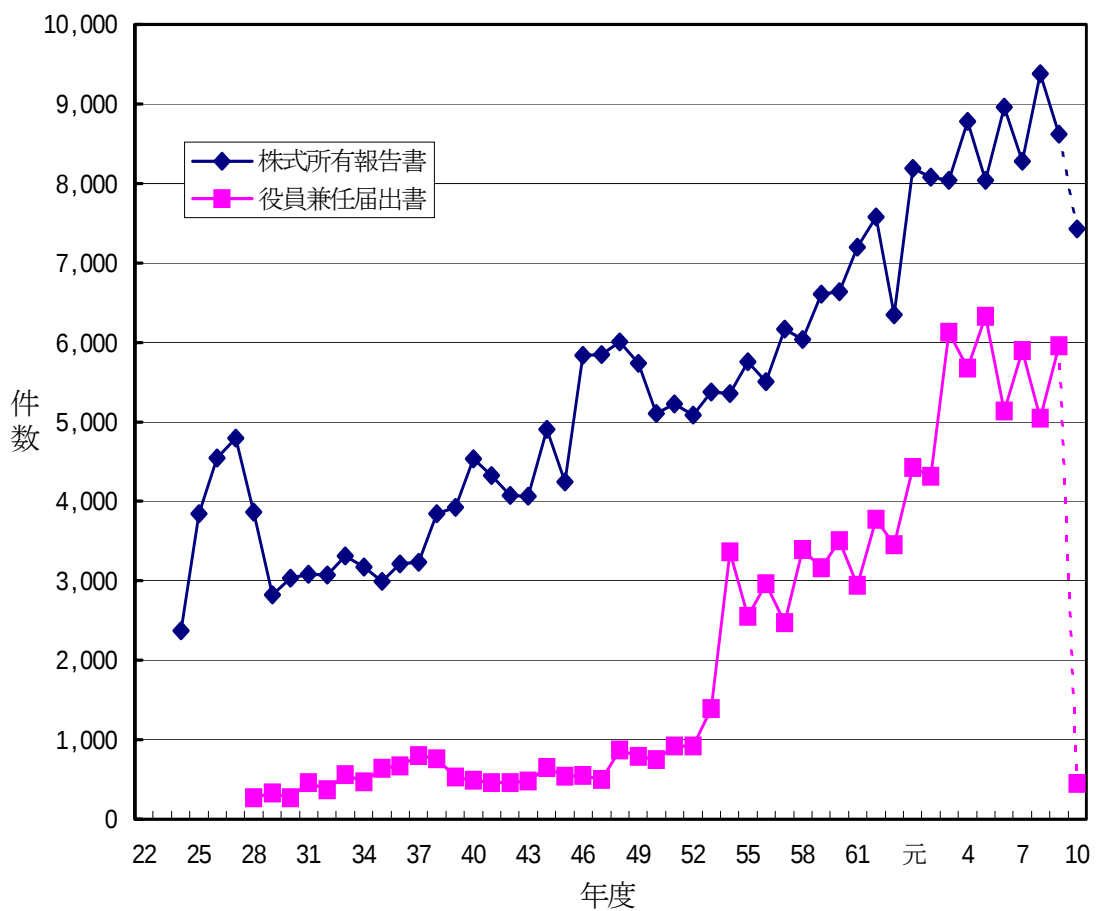
(単位:件, ()は%)						
総資産 年度	20億円 超 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	計
10 (改正前)	1,207 (17.4)	1,518 (21.9)	2,862 (41.3)	593 (8.6)	750 (10.8)	6,930 (100.0)
10 (改正後)	10 (11.9)	1 (1.2)	17 (20.2)	2 (2.4)	54 (64.3)	84 (100.0)
10 (経過措置)	3 (1.8)	3 (1.8)	29 (17.1)	17 (10.0)	118 (69.4)	170 (100.0)

2 役員兼任届出件数の推移

役員兼任届出制度は、独占禁止法改正法の公布日(平成10年5月29日)に廃止されたが、平成10年度において廃止前までに提出された役員兼任届出件数は、447件であった。

なお、役員兼任届出の件数は、昭和54年度に前年度の1,394件から3,365件と急増し、その後も増加傾向を示してきており、平成5年度に6,330件と最高の件数を記録していた(第4図)。

第4図 株式所有報告書及び役員兼任届出件数の年度別推移



(注)1 株式所有報告書及び役員兼任届出の裾切り要件(総資産額)は以下のとおり改正されている。

	株式所有報告書	役員兼任届出
昭和24年	500万円超	——
28年	1億円超	1億円超
40年	5億円超	5億円超
52年	20億円超	20億円超
平成10年	——	廃止
11年	100億円超	

2 平成10年度の株式所有報告書の提出件数は、改正前の独占禁止法第10条第2項(改正法附則第2条第1項を含む。)の規定に基づくものである。

第3 平成10年度における持株会社設立等の動向

持株会社は、独占禁止法の規定により、持株会社及びその子会社の総資産の額の合計が3000億円を超える場合には、①毎事業年度終了後3か月以内に持株会社及び子会社の事業報告書を提出すること(第9条第6項)、②持株会社の新設について設立後30日以内に届け出ること(第9条第7項)が義務付けられている。

平成10年度において、独占禁止法第9条第6項に基づき提出された持株会社等の事業報告書は2件であった。なお、第9条第7項に基づく持株会社の設立の届出はなかった。

資料

企業結合関係の届出件数の推移

年 度	持株会社等の 事業報告書	持株会社設立 届出書	株式所有報告 書	役員兼任届出 書	会社以外の者 の株式所有報告 書	合併受理	営業譲受け等 受理
昭和22			(2)		(0)	(23)	(22)
23			(31)		(0)	(309)	(192)
24			(13)		(0)	(123)	(53)
			2,373		0	448	143
25			3,840		0	420	207
26			4,546		0	331	182
27			4,795		0	385	124
28			3,863	268	0	344	126
29			2,827	328	0	325	167
30			3,033	268	0	338	143
31			3,080	457	0	381	209
32			3,069	375	0	398	140
33			3,316	557	0	381	118
34			3,170	466	0	413	139
35			2,991	644	0	440	144
36			3,211	675	1	591	162
37			3,231	804	0	715	193
38			3,844	758	0	997	223
39			3,921	527	4	864	195
40			4,534	487	1	894	202
41			4,325	462	0	871	264
42			4,075	458	2	995	299
43			4,069	480	3	1,020	354
44			4,907	647	0	1,163	391
45			4,247	543	2	1,147	413
46			5,832	552	0	1,178	449
47			5,841	501	1	1,184	452
48			6,002	874	0	1,028	443
49			5,738	794	0	995	420
50			5,108	754	9	957	429
51			5,229	925	6	941	511
52			5,085	916	1	1,011	646
53			5,372	1,394	0	898	595
54			5,359	3,365	0	871	611
55			5,759	2,556	2	961	680
56			5,505	2,958	1	1,044	771
57			6,167	2,477	1	1,040	815
58			6,033	3,389	4	1,020	702
59			6,604	3,159	2	1,096	790
60			6,640	3,504	6	1,113	807
61			7,202	2,944	1	1,147	936
62			7,573	3,776	1	1,215	1,084
63			6,351	3,450	0	1,336	1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450	988
2			8,075	4,312	0	1,751	1,050
3			8,034	6,124	2	2,091	1,266
4			8,776	5,675	0	2,002	1,079
5			8,036	6,330	3	1,917	1,153
6			8,954	5,137	18	2,000	1,255
7			8,281	5,897	1	2,520	1,467
8			9,379	5,042	0	2,271	1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174	1,546
10	2	0	7,430	447	0	1,470	1,110
			88			44	66

(注) 1 () 内は認可件数である。

2 持株会社等の事業報告書の提出及び持株会社設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

3 役員兼任の届出は、昭和28年に新設されたものであり、昭和27年度までの件数はない。

4 平成10年度の上段は平成10年の改正前の規定に基づく届出等の件数、下段は改正後の規定に基づく件数である。

[参考]

認可及び承認の動向

1 大規模会社の株式保有

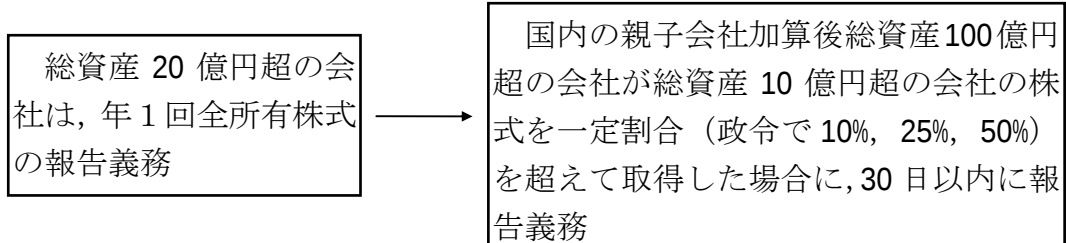
平成10年度において、独占禁止法第9条の2第1項第7号の規定により認可したもの及び同項第11号の規定により承認したものは、いずれもなかった。

2 金融会社の株式保有

平成10年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した金融会社の株式保有件数は234件で、このうち、同条第1項ただし書の規定に基づくものは229件(銀行に係るもの177件、証券会社に係るもの18件、保険会社に係るもの25件、外国会社に係るもの9件)、同条第2項の規定に基づくものは5件(銀行に係るもの3件、証券会社に係るもの1件、保険会社に係るもの1件)であった。

1 合併・株式保有等に係る届出・報告の簡素化

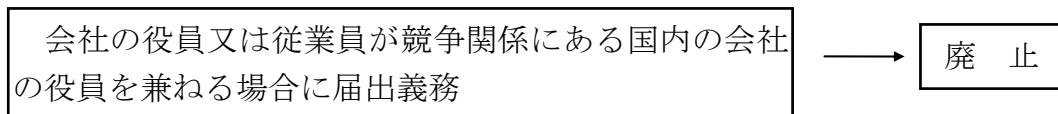
(1) 株式所有報告書制度（法第10条第2項及び第3項）



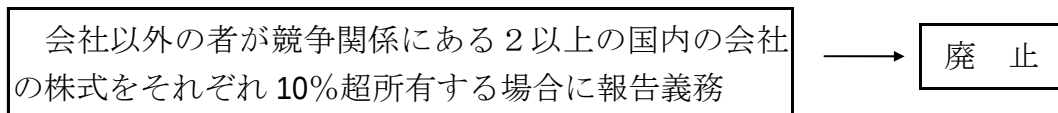
（注）改正独占禁止法の施行に伴う経過措置

新制度において報告義務のある会社が、改正独占禁止法施行日（平成 11 年 1 月 1 日）を含む事業年度の開始の日から平成 10 年 12 月 31 日までの間に、総資産 10 億超の国内の会社の株式を新たに 10%、25%又は 50%を超えて保有することとなった場合は、改正独占禁止法施行日から 30 日以内に報告義務。

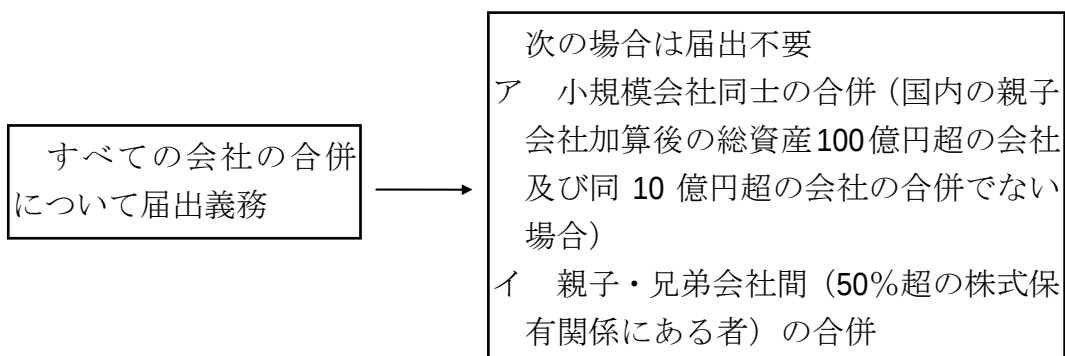
(2) 役員兼任届出制度（法第13条第3項）



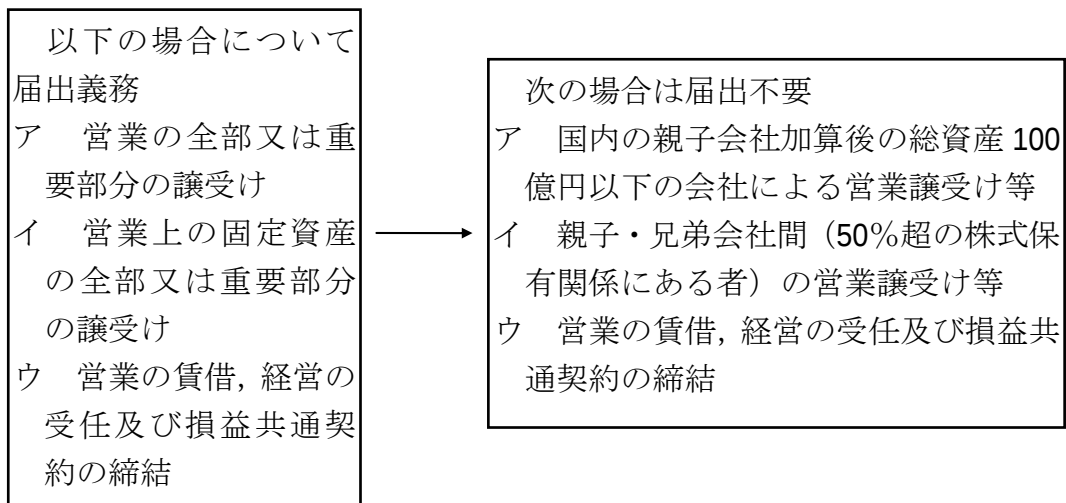
(3) 会社以外の者の株式所有報告書制度（法第14条第2項）



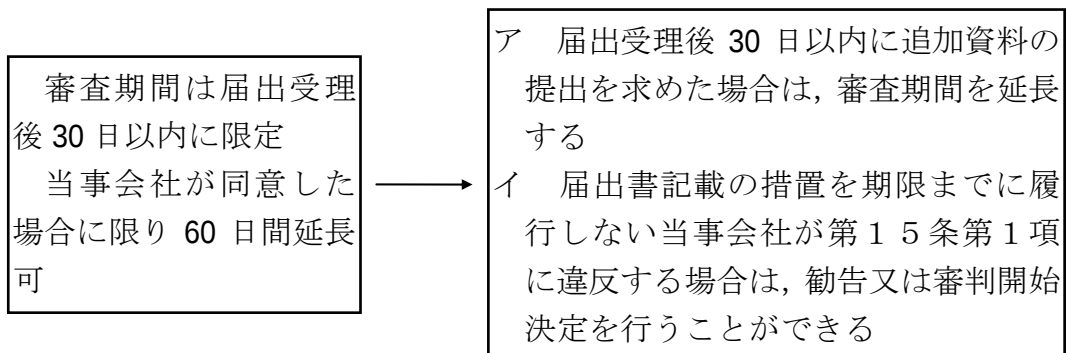
(4) 合併届出制度（法第15条第2項及び第3項）



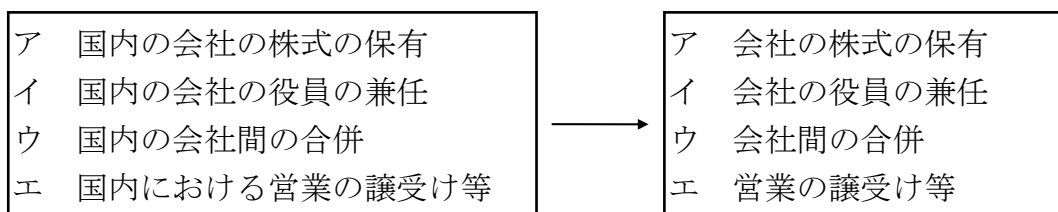
(5) 営業譲受け等の届出制度（法第 16 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項）



2 合併・営業譲受け等の審査手続の改善（法第 15 条第 4 項及び第 5 項、第 16 条第 5 項で準用）



3 株式保有、合併等の規制対象の見直し（法第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条第 1 項並びに第 16 条第 1 項）



（注） 1 (2) 及び (3) は、平成 10 年 5 月 29 日施行。

1 (1), (4), (5), 2 及び 3 は、平成 11 年 1 月 1 日施行。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
(電話)03—3581—5471(代表)(内線)2562
03—3581—3719(直通)
インターネット・ホームページ:<http://www.jftc.admix.go.jp>